

守谷市上下水道事業が発行する主なインボイス（消費税の表示額が変わります）

① 上下水道料金等納入通知書

上下水道料金等領収済通知書 ㊦ 2040		上下水道料金等納入書(原形)		上下水道料金等納入通知書兼領収証書㊦	
使用人名 様 水栓番号 年 月 分 口径 ㎜ 使用水量 ㎥ 世帯人員 人 認定汚水量 ㎥ 排除汚水量 ㎥ 合計汚水量 ㎥ 上水道料金 円 () 下水道料金 円 () 合計 円		使用場所 水栓番号 年 月 分 口径 ㎜ 使用人名 様 口径 ㎜ 使用水量 ㎥ 排除汚水量 ㎥ 上水道料金 円 下水道料金 円 合計 円 (内消費税10%) A 円 (内消費税10%) B 円 合計 円		発行日 年 月 日 納入期限 年 月 日 変更なし 領収日付印 守谷市上下水道事業 登録番号：T6800020002559 守谷市上下水道事務所・コンビニ等本部保管 (金融機関・コンビニ等店舗控)	

② 使用水量・料金等のお知らせ（検針票）

使用水量・料金等のお知らせ			
(このお知らせは請求書ではありません)			
様			
水栓番号	登録補助番号	メーター番号	口径
年 月 分	～	使用分	
今回指針		㎥	
(-)前回指針		㎥	
(+)旧メーター水量		㎥	
今回ご使用水量		㎥	
今回汚水量		㎥	
水道料金	変更なし	円	
下水道使用料		円	
合計料金		円	
		(内消費税10%)	A+B 円

今までどおり変更ありません→

検針票の裏面(計算例)における消費税額と異なる場合があります→

(例) 水道料金総額14,114円の場合...

<インボイス記載の消費税額>
 総額14,114円に110分の10を乗じた額
 (1円未満切捨て)
 = 消費税額1,283円 (A)

<裏面計算例>
 1か月分 641円 + 1か月分 641円
 = 消費税額1,282円 (A')

この場合は、インボイス表示の消費税額(A)と、
 条例に基づく料金算出過程の消費税額(A')が
 異なります。

料金の計算 (一般用2か月当り)		
【水道料金】 ◎基本料金+従量料金(1か月)		
基本料金(税抜)	従量料金(1㎥につき)(税抜)	金額
466円	1㎥～10㎥まで	116円
	11㎥～20㎥まで	163円
	21㎥～30㎥まで	204円
	31㎥以上	224円
◎計算例 2か月当りの使用水量70㎥の場合 (1か月当り 70㎥÷2=35㎥)		
基本料金		466円
1㎥～10㎥まで	10㎥×116円	1,160円
11㎥～20㎥まで	10㎥×163円	1,630円
21㎥～30㎥まで	10㎥×204円	2,040円
31㎥～35㎥まで	5㎥×224円	1,120円
水道料金		6,416円
消費税10%		641円 A'
(1か月当り) 合計		7,057円
(2か月当り)		7,057円 + 7,057円 = 14,114円

(例) 下水道使用料総額8,824円の場合...

<インボイス記載の消費税額>
 総額8,824円に110分の10を乗じた額
 (1円未満切捨て)
 = 消費税額802円 (B)

<裏面計算例>
 1か月分 401円 + 1か月分 401円
 = 消費税額802円 (B')

この場合は、インボイス表示の消費税額(B)と、
 条例に基づく料金算出過程の消費税額(B')は
 一致しています。

【下水道使用料又は農集排使用料(該当地区のみ)】		
◎基本料金+従量料金(1か月)		
基本料金(税抜)	従量料金(1㎥につき)(税抜)	金額
466円	排除汚水量	
	1㎥～10㎥まで	46円
	11㎥～20㎥まで	106円
	21㎥～50㎥まで	135円
	51㎥～100㎥まで	144円
101㎥以上	152円	
※ただし、水道水以外の水(井戸水)を使用しているとき(水道水併用を含む)は、1人につき1月6立方メートル(水道水併用のときは、どちらが多い方の水量)が認定水量として算出されます。		
◎計算例 2か月当りの使用水量70㎥の場合 (1か月当り 70㎥÷2=35㎥)		
基本料金		466円
1㎥～10㎥まで	10㎥×46円	460円
11㎥～20㎥まで	10㎥×106円	1,060円
21㎥～35㎥まで	15㎥×135円	2,025円
下水道使用料 又は農集排使用料		4,011円
消費税10%		401円 B'
(1か月当り) 合計		4,412円
(2か月当り)		4,412円 + 4,412円 = 8,824円